

○厚生労働省告示第三百三十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤（平成十二年厚生省告示第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬劑 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) <u>第二条第一項第一号に規定する麻薬</u></p>	<p>厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬劑 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) <u>第二条第一号に規定する麻薬</u></p>

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部改正)

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省告示第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一項第一号に規定する麻薬をいう。)</p> <p>三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第六号に規定する向精神薬をいう。)</p> <p>四 九 (略)</p>	<p>次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬をいう。)</p> <p>三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)</p> <p>四 九 (略)</p>

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正)

第三条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬(二に掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第六号に規定する向精神薬(二及び三に掲げるものを除く。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬(二に掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬(二及び三に掲げるものを除く。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p>

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第四条 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	別表 注1・注2 (略) 注3 ㊦は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一項第一号に規定する麻薬であることを示す。 第1号～第10号 (略)
改正前	別表 注1・注2 (略) 注3 ㊦は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬であることを示す。 第1号～第10号 (略)



(厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤の一部改正)

第五条 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤(平成二十年厚生労働省告示第二百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二条第 一項第一号に規定する麻薬
改正前	厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二条第 一項第一号に規定する麻薬

(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正)

第六条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注3の厚生労働大臣が定める特別な薬剤 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二條 第一項第一号に規定する麻薬</p> <p>十二〇九十一 (略)</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注3の厚生労働大臣が定める特別な薬剤 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二條 第一号に規定する麻薬</p> <p>十二〇九十一 (略)</p>

## 附 則

この告示は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から適用する。